

【基調講演】

日本スポーツ仲裁機構とその活動

道垣内 正人^{*}
(早稲田大学)

I. はじめに

トップレベルのアスリートのパフォーマンスは「見るスポーツ」として多くの国民の関心を集めているが、その背後には、選手の育成、大会の運営その他を支える人的・物的な仕組みがある。これを担っているのは、競技ごとに組織された競技団体である。国際競技連盟のもとに各国の国内競技連盟があり、さらにそのもとに、地域的に、また競技者の属性別に（大学、実業団等）、多くの競技団体が存在している。また、日本では、競技分野ごとの国内競技連盟を統括するものとして日本体育協会があり、特に、オリンピックに関しては日本オリンピック委員会（以下、「JOC」）がある。他方、障害者スポーツについては、日本障害者スポーツ協会と日本パラリンピック委員会がある。

競技団体の目的は、個々の競技者の最大限のパフォーマンスを引き出して、その競技を維持・発展していくことにあり、競技者は競技団体の管理下に置かれ、その決定に従うことが求められる。そのような競技団体の活動には公益性が認められ、国や地方公共団体からの補助金が投入される一方、ボランティアや公益団体からの協力・支援に加え、スポンサー企業等の利害関係者も存在している。そのような状況にありながら（特に補助金として税金がつき込まれていながら）、競技団体のガバナンスの欠如から横領・背任事件に発展するようなケースさえ生じている⁽¹⁾。また、刑事事件にまでは至らないとしても、ガバナンスの欠如が露呈する不祥事や紛争の発生は少なくないのが実情である。紛争の中には、競技者から見て、競技団体による自分についての扱いが不当ではないかとの思いに端を発す

る紛争もある。もちろん、その中には、選手側に事実関係の誤認等による思い違いがあることに起因しているケースも少なくないであろうが、この種の紛争は、その競技団体内部での仕組みでは必ずしもすべて解決が見つわけではない。

一般の紛争解決のための制度としては裁判があり、スポーツに関する紛争の中にも裁判での解決に委ねることができるものもある。しかし、裁判で争うことができるのは「法律上の争訟」だけであり（裁判所法3条）、競技団体の決定の取消しを求めるような訴えは法律を適用して判断する争いではないので、そのことを直接的に求める請求をしても、裁判所は実体的な判断には入らず、訴えは却下されてしまうであろう⁽²⁾。また仮に裁判所で本案の審理が受けられるとしても、アスリートが最盛期を謳歌できる期間は限られており、また、大会への出場可否が問題となっているような場合には、時間の経過によって紛争解決は無意味となり、裁判では実効的な解決が得られないことが多いであろう⁽³⁾。

そこで、裁判所とは別に、中立・公平に、かつ、迅速に紛争を解決する仕組みが求められる。そのような対応策の一つとしてスポーツ仲裁があり、これを運営するために設立されたのが日本スポーツ仲裁機構（Japan Sports Arbitration Agency）（以下、「JSAA」）である。

JSAAの基本的な目的は、競技者が競技団体に対して、競技団体のした決定の取消等を求める紛争の解決を第三者である仲裁人の判断に委ねることによって、競技団体の運営の透明性を高め、スポーツ界に「法の支配（rule of law）」を行き渡らせることにある。スポーツをめぐる紛争、特に、競技者が競技団体の決定の取消しを求めるタイプの紛争について、中立的な立場の第三者が手続を尽くして事案を解明すれば、それだけですっきりすることもあってあるであろう。また、仮に競技団体が実際に不公正な決定をしていれば、その決定が取り消される筋道が選手に保証され、是正が図られるという仕組みの存在は、スポーツ界のインフラストラクチャーとして重要である。そういった環境のもとでこそ、選手はスポーツに打ち込むことができると考えられるからである。

以下では、JSAA の設立の経緯、組織及び活動について概観した上で

(II)⁽⁴⁾、競技団体の決定に対して競技者が申立人となる紛争についての「スポーツ仲裁規則」による仲裁（III）、ドーピングをめぐる紛争についての「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」による仲裁（VI）、主としてスポーツ・ビジネス紛争を対象とする「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」による仲裁（V）、そして、仲裁ではなく、当事者間の和解を斡旋するための「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則」による調停（VI）、以上についてその概要を紹介する。そして、最後に、これまでの総括と今後の活動の方向を考えることとする（VII）。

II. 設立経緯・組織・活動の概要

1. 設立の経緯

日本でも1992年に日本スポーツ法学会⁽⁵⁾が設立されてスポーツ紛争の処理についての研究が行われてきたが⁽⁶⁾、スポーツ界の側からスポーツ紛争解決制度を作る必要があることが公式に提言されたのは、1998年1月の「我が国におけるアンチ・ドーピング体制について」と題する報告書においてであった⁽⁷⁾。これは、世界的なドーピングに対する規制強化の動きに対応して⁽⁸⁾、日本でもアンチ・ドーピングの中心となる組織を設立して規制を強めていくべきことを提言するとともに⁽⁹⁾、それに伴って発生することが予想されるドーピング検査結果に基づく出場停止等の処分の当否をめぐる争いを第三者が解決するための仲裁機関の設立を勧告するものであった。

これを受け、1999年12月、JOCに「スポーツ仲裁研究会」が設置され、具体的な検討が行われた。国際的には、1984年に国際オリンピック委員会（IOC）が「スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport：CAS）」を設置し⁽¹⁰⁾、長野オリンピックの際の紛争をはじめ、多くのスポーツ紛争を解決している⁽¹¹⁾。したがって、このCASの経験に学んだところが大きいことは言うまでもなく、その他、アメリカ仲裁協会（American Arbitration Association：AAA）のスポーツ仲裁規則や、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則などを参考に、日本にふさわしいと考えられるスポーツ

仲裁規則案が起草された。その一方、2000年11月には48の競技団体に対してスポーツ仲裁に関するアンケートが実施され、79%から仲裁機関が必要であるとの回答があった⁽¹²⁾。そして、2002年8月からは、上記研究会の報告書を基礎として、JOC、日本体育協会及び日本障害者スポーツ協会の3団体からの委員を含む「日本スポーツ仲裁機構創設準備委員会」による検討の結果、2003年4月7日、法人格なき社団として、JSAAが設立された。

2. 組織の概要

日本スポーツ仲裁機構規程2条は、JSAAの目的として、「この機構は、競技者等と競技団体等との紛争の仲裁による解決を円滑に行うための事務等を遂行することにより、スポーツ界の発展に資することを目的とする。」と規定し、その目的達成のため、規程3条は、次の事業を行う旨定めている。

- 「(1) スポーツ仲裁に係る基本計画を策定すること。
- (2) スポーツ仲裁のための規則を制定すること。
- (3) スポーツ仲裁の事務を取扱うこと。
- (4) スポーツに関する法及びスポーツ仲裁に係る教育及び啓発を行うこと。
- (5) スポーツに関する法及びスポーツ仲裁に係る情報の収集及び管理を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるものの他、この機構の目的を達成するために必要な事業を行うこと。」

JSAAは、直接に仲裁や調停をするわけではなく、それらを行うのは仲裁人・調停人であり、仲裁については、原則として3名の仲裁人により構成される仲裁パネルが合議により判断を行う。JSAAの仲裁・調停に関する業務は、仲裁規則・調停規則を用意し、その申立てを受け、連絡、審問場所の確保その他の事務処理が中心である。仲裁人・調停人は当事者が

選任するのが原則であるが、必要に応じて規則に従いJSAAが仲裁人・調停人の選定を行うこともある。

JSAAが競技団体からもアスリートからも中立的な存在であることは紛争解決を提供する仕組みの上で極めて重要である。というのは、運営資金の大半は上記3団体からの拠出金（年に各300万円、計900万円）であることは事実であるものの、だからといって、競技団体を相手に仲裁申立てをしようとする選手側に、JSAAが競技団体の利害から独立していないのではないかと誤解を受けることが少しでもあってはならないからである。そこで、JSAAの理事を9名とし、そのうち、6名は上記3団体が各2名を任命するものの、うち少なくとも1名は競技者又は元競技者でなければならないこととし、さらに、その6名が3名の中立理事を選任することとするという仕組みを採用している。こうすることによって、競技団体側も選手側も、さらには外部の第三者も、いずれも単独では多数意見を形成することができないことになり、中立的なJSAAの運営が確保されている（日本スポーツ仲裁機構規程14条1-3項⁽¹³⁾）。また、「日本スポーツ仲裁機構の運営及びそのもとのスポーツ仲裁又は調停手続に関係する法律家の中立性の確保についての指針」を定めるとともに、JSAAの理事が仲裁・調停に対して不当な影響を及ぼすことのないように、理事から誓約書を徴求している⁽¹⁴⁾。

なお、JSAAの日常業務は、機構長と2名の専務理事のもとで（以上は無報酬の非常勤）、事務総長及び事務員（1名ないし2名）で構成される事務局で行っている。事務局は国立代々木競技場内にオフィスを借りている（業務時間は平日の14:00-17:00）。その他、JSAA設立以来の情報（定款、理事会議事録、会計関係資料、仲裁及び調停規則、仲裁判断を含む。）はすべて、そのホームページ(<http://www.jsaa.jp/>)において公開している。

3. 活動の概要

JSAAの活動の柱は、a. 仲裁業務、b. 調停業務、c. スポーツ法啓発業務、以上の3つである。

表1 「スポーツ仲裁規則」による仲裁事件

| 事件番号 JSAA-AP- | 事件名* | 申立ての概要 | 結論 | 仲裁判断言渡しの日 | 仲裁人の数 | 申立てから言渡しまでの期間 | 審理最終結果から言渡しまでの期間 |
|------------------|--------------|----------------------------------|--|------------|--------------|---------------|------------------|
| 2003-001 | ウエイトリフティング事件 | 除籍処分取消 | 処分取消し。申立料金の相手方負担。 | 2003年8月4日 | 3名 | 1ヵ月と20日 | 14日 |
| 2003-002 | テコンドー事件 | ユニバーシアード大会派遣選手等選考決定の取消等 | 請求棄却(一部は却下) | 2003年8月18日 | 1名 (緊急仲裁) | 5日 | 0日 |
| 2003-003 | 身体障害者水泳事件 | 強化指定選手に指定しない旨の決定の取消等 | 請求棄却 | 2004年2月16日 | 3名 | 5ヵ月と27日 | 12日 |
| 2004-001 | 馬術事件 | オリンピック大会派遣人馬決定の取消等 | 請求棄却。しかし、申立料金及び申立人の要した費用のうち50万円の相手方負担。 | 2004年7月14日 | 3名 | 22日 | 6日 |
| 2004-002 | 身体障害者陸上競技事件 | パラリンピック大会派遣選手決定の取消等 | 請求棄却(一部は却下) | 2004年8月26日 | 3名 | 1ヵ月 | 0日 |
| 2005-001 | ローラースケート事件 | アジア選手権への派遣選手決定の取消 | 申立て却下 | 2005年5月6日 | 1名 (緊急仲裁) | 10日 | 1日 |
| 2006-001 | セーリング事件 | 部外オランダ・チームへの内定取消決定を取り消すよう指導勧告せよ等 | 請求棄却(審判長の決定の内容確認請求については認容) | 2006年11月7日 | 3名 | 1ヵ月と25日 | 16日 |
| 2008-001 | カーン事件 | オリンピック・アジア地区予選出場選手選考決定の取消等 | 請求棄却(一部は却下) | 2008年5月8日 | 1名 | 0日 | 0日 |

a. 仲裁業務

(1) 3つの仲裁規則

JSAAは、3つの仲裁規則を用意している。すなわち、2003年4月7日の設立日の理事会において、一定の競技団体の決定を競技者等が争う紛争を対象とする「スポーツ仲裁規則」を採択し、同年6月1日から仲裁申立ての受付を開始した。次に、適用対象をスポーツ紛争一般に拡大した「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」を2004年9月1日から施行した。そして最後に、「スポーツ仲裁規則」の適用対象とされてきたドーピング紛争事件を分離し、「ドーピング紛争事件に関する仲裁規則」を制定して、これを2007年7月1日から施行した。

次の表1の通り、これまでの7件の仲裁事件はすべて「スポーツ仲裁規則」に基づくものである。なお、各仲裁規則の概要については後述(IIIからV)参照。

(2) 競技団体による自動受諾条項の採択の要請

上記の3つのうち、「ドーピング紛争事件に関する仲裁規則」による仲裁は、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)の定めた「日本ドーピング防止規程(version 1.0)」を各競技団体が受諾し、その規程の中に、「日本ドーピング防止規律パネル」がした制裁措置決定に対して不服がある場合であって、国際競技大会での事件又は国際水準の競技者が関与した事件のときには、スポーツ仲裁裁判所(CAS)にのみ不服申立てをすることができ、それ以外の事件であって、JADAの定める国内水準の競技者が関与した事件のときには、JSAAに不服申立てをすることができるとされていることに基づくものである。したがって、日本ドーピング防止規程に基づく不服申立てについては当然に仲裁合意が存在することになる。

また、「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」は、他の2つの規則の適用対象ではないすべてのスポーツ紛争を対象とする一般的なものであるが、申立料金、管理料金、仲裁人報償金はすべての日本商事仲裁協会の商事仲裁規則による仲裁と同様に設定されており、その対象はスポーツ・ビジネス紛争であると考えられる。したがって、当事者間に仲裁合意が存

